

明るい 『訪問介護』 ニュース

No.002 2014年2月号

発行：特定非営利活動法人つむぎ
〒632-0074 奈良県天理市東井戸堂町372-1

予防給付が市町村の 地域支援事業に。

前号では、厚労省が発表した「地域における医療・介護」体制の理想像をご紹介しました。本号は、これを実現するための、厚労省が示す改革案についてご紹介します。特に私たち訪問介護業界が見逃せないのは、「地域包括ケアシステムの構築」の項目です。「介護保険制度改革」の具体案では、「要支援認定者」を給付サービスから市区町村事業に移行する、特別養護老人ホームの入所条件が要介護3以上、「一定以上の所得のある利用者」の利用料引き上げなどが並びました。さて私たち訪問介護業界は、この改革にどう対応すべきでしょうか？

厚労省の描く、地域における適切な医療・介護サービスの提供体制



患者の早期社会復帰、
住み慣れた地域での継続的な生活を可能に

↑
サービス充実

地域における適切な医療、介護サービスの提供体制の実現

効果的かつ質の高い医療提供体制の構築

- 病床の機能分化・連携
- 有床診療所等の役割の位置づけ
- 在宅医療の推進、介護との連携

地域包括ケアシステムの構築

- 地域支援事業の充実
- 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- 特別養護老人ホームの「新規」入所を、原則、要介護3以上に重点化



ここに
注目！

地域での効率的・質の高い
医療の確保

チーム医療の推進

サービス充実の
基盤制度の整備

医療・介護従事者の確保

持続可能な
介護保険制度の構築



ここに
注目！

- 低所得者の保険料軽減割合を拡大
- 一定以上の所得のある利用者の利用負担を引き上げ
- 低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする「捕捉給付」の要件に資産などを追加